

# 農林水産商工常任委員会資料

## (平成29年6月12日)

項目	ページ
1 株式会社メイワパックスの鳥取市への進出について【立地戦略課】	1
2 環日本海定期貨客船航路の運航状況等について 【通商物流課】	2
3 働き方改革支援相談窓口の開設について 【労働政策課】	3
4 外国人技能実習対策会議の設置について 【労働政策課】	4
5 平成29年度「地域活性化雇用創造プロジェクトキックオフセミナー」の実施について 【就業支援課】	5
6 鳥取県雇用対策協定締結式及び協定に基づく運営協議会の開催について 【就業支援課】	6
7 鳥取県立ハローワーク開設準備会の開催結果について 【就業支援課】	9

商工労働部



# 株式会社マイワパックスの鳥取市への進出について

平成29年6月12日  
立地戦略課

現在、誘致折衝中の(株)マイワパックスの状況について、以下のとおり概要を報告します。なお、当該誘致案件はまだ交渉中であり、正式に立地決定しているものではありません。

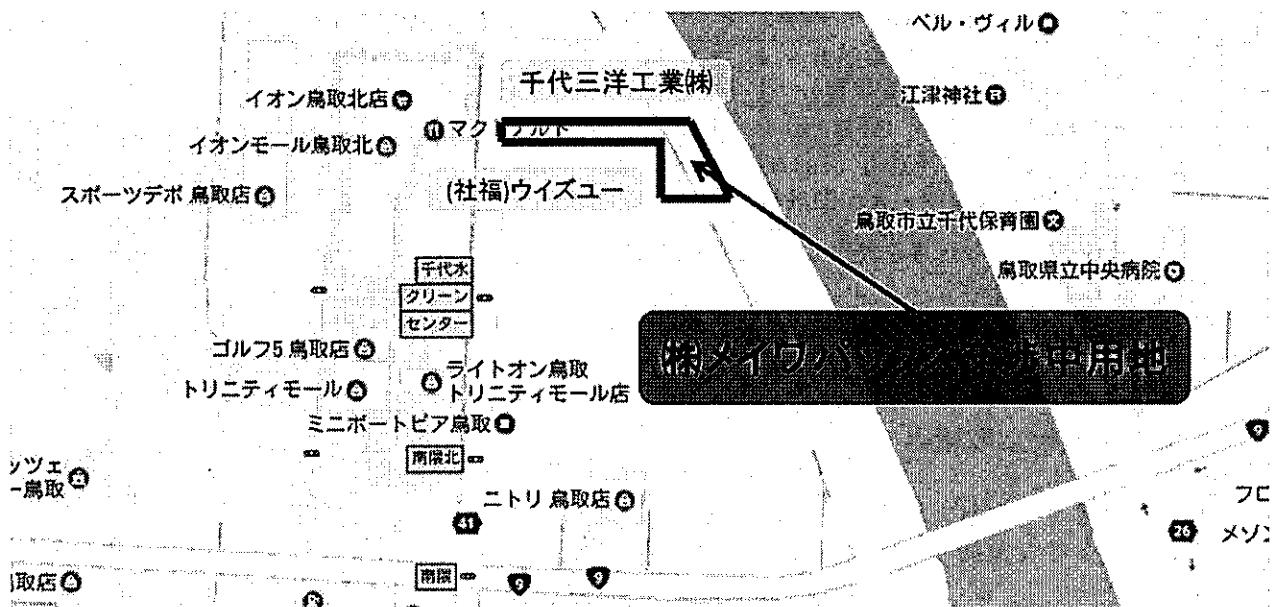
## 1 誘致中企業（(株)マイワパックス）の概要

- (1) 会社名 株式会社マイワパックス
- (2) 代表者 代表取締役社長 増田淳（ますだじゅん）
- (3) 所在地 大阪府柏原市円明町888-1
- (4) 創業 1962年3月
- (5) 資本金 3億5,000万円
- (6) 売上高 274億円（平成28年度・グループ売上高 約500億円）
- (7) 従業員数 900名（グループ従業員 約2,000人）
- (8) 事業内容 プラスチックフィルム印刷、フレキシブルパッケージング及び金属蒸着製品の製造、食品、医療品、日用品、工業用軽包装材料の製造及び販売など
- (9) 生産拠点 大阪府柏原市、兵庫県豊岡市、千葉県野田市、熊本県八代市など8カ所

## 2 立地検討の状況

- (1) 立地場所 鳥取市晚稲の空き工場について、土地（約10,700m<sup>2</sup>）は鳥取市から、建物（約6,310m<sup>2</sup>）は三洋電機（株）から購入するよう最終調整中。
- (2) 事業内容 プラスチックフィルムによる各種包装材の製造

※詳細な事業計画、投資規模、雇用人数、操業予定期限についてはいずれも検討中。



# 環日本海定期貨客船航路の運航状況等について

平成29年6月12日  
通商物流課

## 1 直近の境港における利用状況（2017年1月～4月・境港管理組合の暫定集計）

- ・境港～東海間の旅客数は、韓国人訪日客が好調なことから、延べ乗客数は10,426人、1便当たり平均乗客数は、前年（年間搭乗者数の過去最高を記録）を上回るペースで推移。
- ・境港の取扱貨物量は、輸出では韓国向け建設機械やロシア向け建築材料、輸入では韓国からのパプリカや水産加工品等の貨物が増加したことから、重量（ft）ベースで対前年同期比12.1%（181ft）増の1,683ftとなった。

### ■旅客実績（1～4月）

区分	運航回数 (往復)	延べ 乗客数	1便当たり 平均乗客数	乗客国別内訳			
				韓国	日本	ロシア	その他
2016年	18航次	11,465人	318人	11,034人 (96.3%)	97人 (0.8%)	233人 (2.0%)	101人 (0.9%)
2017年	15航次	10,426人	348人	9,801人 (94.0%)	65人 (0.6%)	294人 (2.8%)	266人 (2.6%)
増減	△3航次	△1,039人	30人	△1,233人	△32人	61人	165人

### ■貨物実績（1～4月）

区分	運航回数 (往復)	境港での貨物実績			1便当たり 平均貨物量 (トン数)	
		コンテナ貨物 (TEUベース)		バルク貨物 (トンベース)		
		(TEU)	(トン)			
2016年	18航次	97TEU	488ft	1,014ft	41.7ft	
2017年	15航次	144TEU	677ft	1,006ft	56.1ft	
増減	△3航次	47TEU	189ft	△8 ft	181ft	

\* 1 TEUは、20フィートコンテナ1個を表す単位

\* トン数の単位としているft (フレートトン)とは、容積1.113m<sup>3</sup> (40立方フィート)、重量1,000kgをもって1トンとし、重量または容積の何れか大なる方を採用する換算方式

## 2 平成28年度環日本海圏航路に係る就航経費補助金

- ・平成28年度の境港～東海間の運航回数は51往復で、1往復当たりの補助対象経費が100万円を超えたことから、1往復当たりの補助金額を100万円に確定。中海・宍道湖・大山圏域市長会との負担割合に基づき、環日本海経済活動促進協議会を通じて運航会社に助成した。

[補助対象経費] 境港～東海間の運航経費のうち固定的経費の1/10（1往復あたり100万円上限）

期間	対象経費 (1往復)	補助額 (1往復)	往復 回数	県補助金額 (合計)	負担割合
H28.4.1～H29.3.31	1,150万円	100万円	51	3,570万円	県7/10、市長会3/10

[助成内訳] 鳥取県：3,570万円 [100万円×(51往復×7/10)]

中海・宍道湖・大山圏域市長会：1,530万円 [100万円×(51往復×3/10)]

[参考] 2016年D B S クルーズフェリー社の収支決算

D B S クルーズフェリー社の損益計算書によると、2016年の営業損失（減価償却前）は、2105年と比較し約16億ウォン減少した。

※営業損失（減価償却前）：2015年約52億ウォン → 2016年約36億ウォン

## 3 利用促進に向けた取組み

### <旅客>

- ・韓国におけるサイクリングブームの好機を捉え、鳥取県へのサイクリングツアーリーの規模拡大に向けて、D B S 社と連携して韓国の旅行社へ働きかけを行う。

### <貨物>

- ・鳥取県版中小企業・人的交流プラットフォームを活用したロシア沿海地方への経済ミッション団派遣（7月）による日露間貨物のマッチングを推進する。
- ・G T I 国際貿易・投資博覧会（韓国江原道）、北東アジア博覧会国際商品展（中国吉林省）、イノプロム（ロシア・エカテリンブルク）への参加（7月・9月）や、トライアル輸送等による新規貨物の掘り起しを行う。

## 働き方改革支援相談窓口の開設について

平成29年6月12日

雇用・人材局労働政策課

県内中小企業が働き方改革に取り組めるよう、県として強力に支援、推進するため、6月1日に相談窓口を鳥取県社会保険労務士会に設置しました。

### 1 委託先

鳥取県社会保険労務士会（鳥取市富安一丁目152 田中ビル4階）



### 2 相談窓口（相談の受付）

フリーダイヤル 0120-194-191

受付時間：平日 午前9時～午後5時

### 3 働き方改革支援コンサルタントの派遣

- 相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント（社労士）を企業へ派遣する。
- 事業主の希望や従業員の要望等を対面で聞き取りし、具体的な相談に応じる。
- 派遣回数は3回程度を目安とし、最大5回までとする。

例）事業主からの相談「休暇を取りやすくしたい」「賃金を見直したい」など

⇒働き方改革支援コンサルタントが相談に応じる。

⇒実態を把握し相談内容に沿った改善を助言、見直しを提案する。

### 4 今後の取組

相談窓口での相談対応及び働き方改革支援コンサルタントの派遣を通して好事例を収集・紹介し、働き方改革に取り組む企業を増やしていく。寄せられた相談内容は、今後、働き方改革を進める上で施策検討の参考にする。

#### 働き方改革支援相談 窓口の設置（県社労士会へ委託）

##### フリーダイヤルで企業からの電話相談受付

- 働き方改革に関する相談。
- 法改正に関する事。
- 就業規則に関する事。

##### 働き方改革支援コンサルタントを派遣（社労士）

- 実態を把握し相談内容に沿った改善を助言、見直しを提案
- 1社あたり3回程度を目安とし5回を上限

#### 県内企業全体の働き方改革を支援

- 生産性の向上
- 長時間労働の是正
- 多様な働き方の推進
- 正規雇用の就業、定着
- テレワークの導入
- 病気休暇、介護休暇の導入など



## 外国人技能実習対策会議の設置について

平成29年6月12日  
雇用人材局労働政策課

この度、外国人技能実習生に関する様々な課題への取り組みを進めるため、外国人技能実習対策会議を設置しました。

### 1 外国人技能実習対策会議の概要

#### (1) 目的

外国人技能実習生に関する情報を共有するとともに、行政及び関係団体の相互連携を促進し、外国人技能実習生の受入れに伴い生じる様々な課題に取り組む。

#### (2) 構成員

区分	団体名又は部局名	所管業務	備考
関係団体	鳥取労働局	労働者相談、企業への労働関係法令に基づく指導監督	
	鳥取県中小企業団体中央会	受入組合の支援	
	(公財)鳥取県国際交流財団	外国人の日本語習得、文化理解、通訳ボランティア等の支援	
	日本労働組合総連合会鳥取県連合会	労働者福祉	
	境港市	地域生活支援	
県	総務部人権局人権・同和対策課	外国人の人権施策	
	観光交流局交流推進課	多文化共生推進	
	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課	介護人材、福祉施策	
	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	水産加工業人材	
	商工労働部雇用入材局就業支援課	人材確保	
	農林水産部農業振興戦略監とつとり農業戦略課	農林水産業人材	
	県土整備部県土総務課	土木建設業人材	
	教育委員会事務局人権教育課	人権教育	
	商工労働部雇用入材局労働政策課	外国人技能実習制度、技能検定	事務局
オブザーバー	鳥取県警察本部	治安	

### 2 第1回会議

(1) 日 時 平成29年6月5日(月)午後1時30分～3時

(2) 場 所 第33会議室(県庁第2庁舎4階)

(3) 内 容

外国人技能実習生の現状と課題について、関係団体及び県関係課がそれぞれ把握している情報の共有を行った。さらに、今後も所管業務に関する情報収集に努め、連携を図りながら必要な対応していくことを確認した。

#### 【主な意見】

- ・受入団体である「監理団体」は国の許可制となるなど、外国人技能実習制度が見直されることから、団体や受入企業も対応を検討する必要がある。
- ・近年、ベトナムからの技能実習生が増えているが、技能実習生の日本語教室実施や受入企業における通訳の養成または通訳の派遣等が必要となっている。

※第2回会議は10月頃を行う予定。

## 平成29年度「地域活性化雇用創造プロジェクトキックオフセミナー」の実施について

平成29年6月12日  
雇用人材局就業支援課

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会（会長：鳥取県商工労働部長）では、観光・食・健康分野を対象に、新たなサービス産業を創造し、良質な雇用の場を創出するための取組を行うこととしており、次のとおり「キックオフセミナー」を開催しました。

1 日 時 平成29年5月19日（金）午後1時30分～3時30分

2 場 所 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）

3 参加者 観光・食・健康の3分野の事業者、中小企業支援機関等 計92名

4 内 容

（1）テーマ 「儲かる会社と伸び悩む会社、何が違うのか

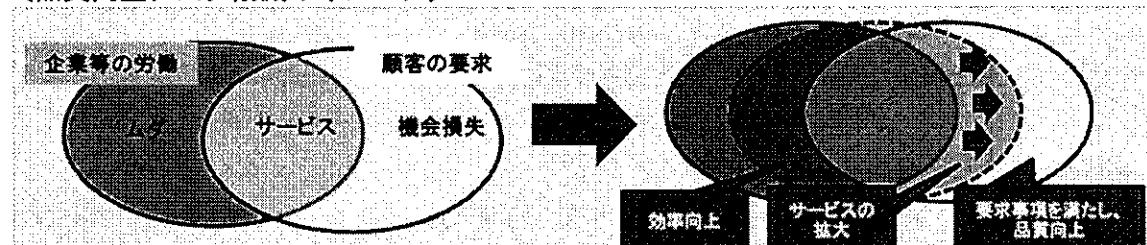
～鍵を握る「サービス労働生産性向上」への取組み～

（2）講 師 内藤 耕氏（工学博士、一般社団法人サービス産業革新推進機構代表理事）

（3）講演要旨

- ・サービス業の労働生産性を上げることは可能。上げられないと思うことが問題。  
→人手不足として抽象論に終わらせず、現状を正確に把握することが重要。
- ・サービス産業の労働生産性を革新するためには「品質」をまず上げる、同時に「ムダ」排除を追求し、実現することが必要。→投入労働を顧客の求めている方向に集中すること。
- ・品質の向上は、会社、顧客、社員のいずれも求める共通のもの。「品質」を向上させれば客も増え、単価も上がり、売り上げも上がる。こういう観点からもう一度現場を見直していくことが必要。→顧客の求めるサービスを顧客が求めるタイミングで提供できるよう業務プロセスを再構築する。

### <品質向上、ムダ削減のイメージ>



5 地域活性化雇用創造プロジェクトの今後の方向 ※固定費：売上高の多少にかかわらず発生する費用。

サービス産業の生産性を革新するためには固定費（※）の削減と顧客満足（サービスの向上）を図ることが重要。事業者向けメニューを通じ、品質の向上、人を増やす、賃上げの流れが生産性向上の本質的な成果であることを理解していただき、良質な雇用の場の創造につなげていく。

#### [具体的な取組]

- ① 「品質」の強化と「ムダ」の排除が企業等の売上増の端緒となることをさらに理解いただくため、経営者啓発と課題解決型セミナーを開催する。
- ② 正社員化、労務環境改善を含む改善計画を策定する企業やグループに対して、個別相談、専門家派遣等により支援を行うとともに、成果の発表・共有の場を設ける。（専門家派遣は中小企業診断士、社会保険労務士のチーム支援）  
→新たに生まれる雇用の場には求職者向けメニューにより若者、女性、ミドルシニアの人材育成とマッチング、県立ハローワークによる産業・雇用・移住の各施策を一体となった就職支援及びI J Uターン就職促進により人材の確保を図る。

#### <参考>地域活性化雇用創造プロジェクト事業

観光・食・健康という成長が期待される分野において、新たなサービス産業を創出し、良質な雇用の場を創出するとともに、それを実現するために必要な雇用環境の整備、人材育成、人材マッチングを行い、正規雇用の創出と地域産業の活性化を図る。

○対象分野：観光分野、食分野、健康分野

○雇用創出業種：宿泊・飲食・卸小売、医療・福祉、IT、製造、物流等 ○実施期間：平成29年度～31年度

○概算経費：約7.0億円 ○補助率：国庫8／10

○雇用目標 3年間497人（H29：115人、H30：181人、H31：201人）

# 鳥取県雇用対策協定締結式及び協定に基づく運営協議会の開催について

平成29年6月12日  
雇用人材局就業支援課

求職者の就職の促進と県内企業の人材育成・確保支援を図り、正規雇用1万人チャレンジの推進や県立ハローワークの運営など、雇用対策に関する施策を効果的・一体的に実施するため、鳥取労働局との間で新たに「鳥取県雇用対策協定」を締結するとともに、協定に基づく第1回の運営協議会を開催しました。

## 1 鳥取県雇用対策協定締結式の概要

- (1) 日 時 平成29年6月2日(金) 午後2時~2時20分  
(2) 場 所 鳥取県立図書館大研修室  
(3) 内 容  
    ・協定書説明  
    ・協定書署名(平井鳥取県知事、内田鳥取労働局長)  
    ・記念撮影(平井知事、内田局長、大西厚生労働省職業安定局次長)  
    ・挨拶(平井知事、内田局長、大西次長)



### (4) 協定の主な内容

#### ア 県と鳥取労働局が連携して取り組む事業

- ①産業施策等と連動した地域課題解決のための県立ハローワークの開設及び運営の支援  
②働き方改革の推進  
③若者・学生の県内就職の支援  
④女性の就職支援及び職場における活躍支援  
⑤シニア世代に活躍の場を提供するための就職支援  
⑥障がい者雇用の支援(鳥取モデルの充実)  
⑦I J Uターンによる県内就職の支援  
⑧地域活性化雇用創造プロジェクトをはじめ産業施策と一体となった人材育成とマッチングの推進  
⑨職業能力開発総合大学校の一部機能移転など高度技能開発拠点の形成に関する職業訓練に係る支援  
⑩ふるさとハローワークにおける雇用保険業務の実施

#### イ 県立ハローワークと国のハローワークの相互連携

- ①求人に係る詳細な情報の提供、求人の不受理に関する迅速な情報提供  
②県立ハローワーク職員の研修の実施・人事交流、雇用保険及び職業訓練の手続きに関する連携

## 2 協定に基づく運営協議会の開催

### (1) 日時・場所 平成29年6月2日(金) 午後2時30分~3時30分、鳥取県立図書館大研修室

### (2) 出席者

- ア 県関係 平井知事(冒頭挨拶のみ)、岡村商工労働部長、森田教育委員会次長  
イ 鳥取労働局 内田局長、喜多見職業安定部長  
ウ 関係機関 市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、経営者協会、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取看護大学、米子高専、高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部、鳥取県産業技術センター、鳥取県産業振興機構、ふるさと鳥取県定住機構の代表者等

### (3) 会議の概要

#### ア 内 容

- (ア) 県立ハローワークの開設経緯及び概要説明  
(イ) 平成29年度事業計画の概要  
    ・協定に基づき取り組む事業の具体的な内容及び目標数値を定める。

#### イ 出席者からの主な意見

- ・企業の負担とならないよう県立ハローワークと国のハローワークで求人情報を共有化してほしい。  
(商工会議所連合会)  
・企業の人材確保を進めるには、県内企業がその魅力をアピールできるような支援が必要。(鳥取大学)  
・県外学生のインターンシップを推進するため、県立ハローワークとの連携を強化することが必要。  
(経営者協会)  
・県立ハローワークの取組状況や企業の人材確保に対する支援策等引き続き情報共有をお願いしたい。  
(商工会議所連合会)

## 鳥取県雇用対策協定

### 第1条（目的）

この協定は、鳥取県（以下「甲」という。）と厚生労働省鳥取労働局（以下「乙」という。）が、働き方改革及び地方創生の推進を通じて、地域経済の活性化と県民の暮らしの向上を目指し、相互に連携協力して、求職者の就職の促進と県内企業の人材育成・確保支援を図るため、正規雇用1万人チャレンジの推進や鳥取県立ハローワーク（以下「県立ハローワーク」という。）の運営など雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として、法令に定めのあるもの他必要な事項を定めるため、雇用対策法（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき締結する。

### 第2条（事業内容等）

前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次に掲げる事業の具体的な内容及び実施方法を定め、これを推進するため、定期的に協議を行うものとする。

- (1) 産業施策等と連動した地域課題解決のための県立ハローワークの開設及び運営の支援
- (2) 働き方改革の推進
- (3) 若者・学生の県内就職の支援
- (4) 女性の就職支援及び職場における活躍支援
- (5) シニア世代に活躍の場を提供するための就職支援
- (6) 障がい者雇用の支援（鳥取モデルの充実）
- (7) IJUターンによる県内就職の支援
- (8) 地域活性化雇用創造プロジェクトをはじめ産業施策と一体となった人材育成とマッチングの推進
- (9) 職業能力開発総合大学校の一部機能移転など高度技能開発拠点の形成に関する職業訓練に係る支援
- (10) ふるさとハローワークにおける雇用保険業務の実施
- (11) その他甲及び乙がその都度必要と定めた事業

### 第3条（県立ハローワークの取組事項）

甲は県立ハローワークにおいて次の課題に重点的に取り組むものとし、乙はこれらの取組を進めるため、必要な協力をを行うものとする。

- (1) 女性と若者の正社員就職の支援、シニアも含めた「一億総活躍」の支援により県民が仕事を通じて活躍する場を拡大
- (2) 東京・大阪の拠点と連携した移住・就職支援で地方への還流、学生及び専門人材の県内就職支援による産業人材確保
- (3) 産業・移住施策と連動し、「働き方改革」を支援し、魅力ある職場への転換等、企業の人材確保の支援を強化

### 第4条（県立ハローワーク及び国のハローワークにおける相互連携）

甲及び乙は、前条の規定に基づき、県立ハローワークの取組を推進するため、相互に必要な協力をを行うものとする。

- (1) 情報の提供及び共有に係る相互連携

#### ア 求人に係る詳細な情報の提供

県立ハローワークが有する求人に係る情報及び国のハローワークが有する求人情報オンライン提供について乙が把握している詳細な求人に係る情報（労働条件や採用条件等）については、双方が求人者の同意を前提に、それぞれの照会に応じて適切な方法により迅速に回答するものとする。なお、県立ハローワーク及び国のハローワークはそれぞれ回答を受けた情報について、職業紹介事業以外には使用せず、双方部内での管理を徹底するものとする。

#### イ 県及び国それによる企業又は求職者に対する理解促進

県立ハローワーク及び国のハローワークは、求人及び求職の登録を受け付ける際に、企業又は求職者に対して、県立ハローワーク及び国のハローワークの機能・特徴等に関する情報提供をそれぞれ行うものとする。

#### ウ 求人の不受理に関する迅速な情報の提供

乙は労働関係法令違反により乙が公表した企業情報並びに求人者の同意を前提に、乙が有する新卒者（大卒等）の募集を行う企業に関する募集・採用（直近3事業年度の採用・離職者数等）や実施する研修、就労実態（前事業年度の所定外労働時間・有給休暇の取得日数等）の情報について、遅滞なく甲と共有するものとする。

また、県立ハローワークが受け付けた求人に関し、乙は国のハローワークにおける掲載の有無について、問合せに応じ情報提供を行い、求人取扱いの適正化に協力するものとする。

#### エ 甲及び乙は（1）ア及びウの情報提供に関して、適切な連絡調整が行えるよう取り組むものとする。

## (2) 人的支援

- ア 県立ハローワーク職員の研修等の実施
  - 県立ハローワーク職員の職業紹介の知識や能力の向上を図るため、甲が希望する研修等に対して次のとおり協力するものとする。
  - (ア) 職業紹介に関する研修資料の提供
  - (イ) 甲が実施する職員研修への講師派遣
  - (ウ) 県立ハローワーク職員の参加が可能な各種研修の紹介
- イ 人事交流
  - 職業紹介事業に関する研鑽を深め、雇用対策に従事する職員の能力開発に資するため、必要に応じて人事交流を図るものとする。
- (3) 雇用保険及び職業訓練の手続
  - 甲及び乙は雇用保険並びに職業訓練の手続等に関し緊密な連携を図り、求職者の円滑な求職活動に資するよう努めるものとする。
- (4) 調整会議
  - 県立ハローワークの運営が円滑に行われるよう甲及び乙による調整会議を必要に応じ開催するものとする。

## 第5条（要請等）

- (1) 甲及び乙は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

## 第6条（運営協議会の設置及び運営）

- (1) 甲及び乙はこの協定に基づく事業を計画し、実施するために、鳥取県知事を会長とする運営協議会を設置する。
- (2) 運営協議会は甲及び乙その他関係機関等（市町村、商工団体、労働団体、教育機関等）で構成する。
- (3) 運営協議会は甲又は乙が必要と認めるときに開催し、この協定に基づき甲と乙が連携して取り組む事業の内容を協議するとともに事業成果について検証を行うものとする。
- (4) 運営協議会の事務局は、鳥取県商工労働部雇用人材局に置く。

## 第7条（情報の共有）

甲及び乙は前条第1項の事業計画の進捗状況について、情報の共有を行うものとする。

## 第8条（秘密保持）

この協定に基づく取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

## 第9条（その他）

- (1) この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。
- (2) 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

## 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、鳥取県知事及び厚生労働省鳥取労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月2日

甲	鳥取市東町一丁目220番地	鳥取県	鳥取県知事
乙	鳥取市富安二丁目89-9	厚生労働省鳥取労働局	厚生労働省鳥取労働局長

## 鳥取県立ハローワーク開設準備会の開催結果について

平成29年6月12日

雇用人材局就業支援課

鳥取県立ハローワーク開設準備会を開催し、7月3日に開設する鳥取県立ハローワークの概要を報告するとともに、今後の運営及び関係機関との連携方策について意見交換を行いました。よりよいサービスが提供できるよう、準備会で提案された連携方策等の具体化について引き続き協議・検討していくこととします。

1 日 時 平成29年5月29日（月）午後2時30分～4時30分

2 場 所 米子コンベンションセンター第2会議室

3 参集者 鳥取労働局、米子商工会議所、境港商工会議所、県西部商工会産業支援センター、  
とっとり女性活躍ネットワーク、ふるさと鳥取県定住機構、公立鳥取環境大学、  
鳥取看護大学・鳥取短期大学、米子工業高等専門学校、米子市、境港市、県西部町村会等

4 主な意見

### ○役割・業務について

- ・国と県立の取組内容について、違いを明確にしてほしい。（鳥取短大等）
- ・県立ハローワークとして、就職に関し難しい環境にある方を重点的に支援してほしい。（女性活躍）
- ・女性の求職者が事務職以外の職種に目を向けてもらう取組を積極的にしていただきたい。（ポリテク米子）
- ・企業側も求人を出して終わりという意識がある。積極的に企業の状況を把握し条件を整えていく等の機能に期待する。一步踏み込んだ形での伴走型支援を連携して取り組んでいきたい。（西部商工会）

### ○関係機関との連携について

- ・中海・宍道湖・大山圏域との連携（島根県東部の求人・求職の取扱）につき検討いただきたい。（米子市）
- ・県立ハローワークがより良い機能を発揮するため関係機関で定期的な連絡会議や部会の開催等を行い、情報共有、コミュニケーションを図っていく必要があると思う。（米子市、中小企業団体中央会）
- ・新卒者向け就職ガイダンスでは県外進学者を中心に参加学生数が減少傾向にある。東京、大阪の県立ハローワークと連携した取組が可能か相談したい。（境港市）

### ○広報について

- ・ホームページの充実が必須。県内企業の魅力をわかりやすく伝えるものとしていただきたい。（高専）
- ・卒業生のネットワークにホームページをリンクすれば、全国のOB、OGへの情報発信となる。（高専）
- ・会員等へのチラシ配布、広報紙への掲載や例会時のPR等、広報に協力していきたい。（商工会議所等）

### ○その他

- ・県立ハローワークが鳥取市に開設されれば、鳥取キャンパスの学生に利用を促しやすい。（鳥大）

## 【参考】鳥取県立ハローワークの開設概要

1 開設日 7月3日（月）※当日は、県立米子ハローワークで開設式を行います。

2 開設場所 県立米子ハローワーク（イオン米子駅前店4F）、県立境港ハローワーク（境港市役所別館）  
県立東京ハローワーク（県東京本部）、県立関西ハローワーク（県関西本部）

3 主な特色・利便性

- 「女性活躍サポートセンター」（女性が働きやすい企業を紹介）
- 「若者・学生カフェ」（若者の正社員支援）
- 「ミドル・シニアコーナー」（多様な働き方のニーズを持つシニアに活躍の場を提供）
- 「I J Uサポートセンター」（東京、関西、ふるさと定住機構と連携し都市部の移住希望者に県内就職先を紹介）
- 「企業支援コーナー」（企業人材サポートデスク設置、企業面接会、ミニ面接会など人材確保を支援）
- 水産・加工業の実態に即した人材確保・観光需要を見据えた雇用の支援（県の企業支援（経営革新等）と連動した雇用対策、雇用創出の促進）
- 境港圏域の誘致・立地企業の雇用計画の把握（企業の進出を見越した人材確保を推進）
- 企業訪問による求人開拓 ○企業に働きやすい雇用環境整備を提案
- 土曜日開所（米子、境港）。平日夕方の時間延長（米子）。東京・大阪ではナイト開催（在職求職者の利便性確保） ○移動ハローワーク（ミニ企業説明会、求職者の掘り起こし）

4 利用者への広報等

- ・求人・求職者の事前登録を受付（6/1～）
- ・県政だより（6月号）、新聞広告（6月中下旬）、東京・大阪のBIG相談会（6/11, 18）等でPR

